

令和7年度 生徒指導に係る学校訪問指導実施要項

- 1 目的 学校訪問指導をととして情報交換および校内研修を実施し、各学校の組織的な生徒指導体制の充実を図る。
- 2 対象 (1) 3年間で、浜田教育事務所管内のすべての小中学校を訪問する。
※R5年度を(ア)、R6年度を(イ)の学校で実施
(ア) 大田市・江津市・川本町・美郷町のすべての小学校
(イ) 浜田市・邑南町のすべての小学校
(ウ) 浜田教育事務所管内のすべての中学校
(2) R7年度は(ウ)が対象となるので、浜田教育事務所管内のすべての中学校に訪問する(悉皆)。
(3) (ウ)以外で希望する学校も調査書を提出することができる。また、年度途中で研修等の希望が出た場合は、中途申請書で申し込むこともできる。
- 3 内容 (1) 全学級の授業見学(学習指導案は原則として不要)
・5校時または6校時の授業を見学する。
(2) 管理職、生徒指導主任・主事等との情報交換(30分程度)
(3) 校内研修(60分程度・原則として全教職員参加)
- 4 訪問日 6月～1月
- 5 日程 (例) 14:00～14:50 授業見学(全学級)
15:00～15:30 情報交換(管理職、生徒指導主事・主任等)
15:45～16:45 研修(全教職員参加)
- 6 その他 ○浜田教育事務所管内のすべての中学校、訪問指導を希望する小学校は別添の調査書を浜田教育事務所までメールで提出する(締め切り4月18日)。
メールアドレス: hamadakyoyiku@edu.pref.shimane.lg.jp
○調査書の提出後、訪問日決定通知書を各校に送付する(5月上旬)。
○訪問1週間前までに、担当指導主事(生徒指導専任主事)に日程・内容等を連絡する。
○全学級の授業見学を基本とするが、学校の意向により、特定の学年・学級や教科等の授業見学とすることもできる。
○訪問申請書の作成・提出は不要。